

# 建設会社のための災害時の

## 事業継続簡易ガイド

～事業継続計画（BCP）の策定・実施にむけて～



**震度6強**

その時あなたの  
会社は？



国土交通省 関東地方整備局

## はじめに ～災害時の事業継続への取り組みのお願い～

国土交通省は、中央防災会議<sup>※1</sup>が発表した「首都直下地震対策大綱」<sup>※2</sup>（平成17年9月）を受けて、「国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱」（平成18年6月）の中で首都直下地震を当面の対象とした事業継続への取り組みを決定しました。

平成19年6月には、中央省庁では初となる「国土交通省 業務継続計画」を策定・公表したほか、現在全国の各地方整備局等においても、それぞれの地域が直面している自然災害を対象とした業務継続計画策定への取り組みが進められているところです。

関東地方整備局では、これまでに全国に先駆けて業務継続計画の策定に取り組んできており、平成19年2月には「関東地方整備局 業務継続計画（暫定版）」を策定して暫定運用を開始し、平成19年8月からは「関東地方整備局 業務継続計画」として本格運用を開始しました。

この業務継続計画の中では、例えば緊急輸送ネットワークの確保など地震発生直後から私どもが優先的に実施する重要業務が記載されていますが、実際には建設会社の皆様が動けなければこの計画は成り立ちません。迅速な災害復旧活動を実施するためには、建設会社の皆様と連絡がとれ、情報共有できることが不可欠であり、指揮命令システムの確保や人員・資機材の確保なども欠かせません。

災害はいつ起こるか分かりません。皆様の会社においても、自らが被災した場合を想定して事業を実施・継続させる準備を平時からしてください。そして、災害が起きたときには、できるだけ社員を集め、関係会社との連絡・連携も確保して、災害時の関東地方整備局の復旧活動への対応に協力をお願いしたいと考えています。

本簡易ガイドは、「関東地方整備局 業務継続計画」の概要を紹介するとともに、本計画が機能するためにも建設会社の皆様にして頂きたい最低限の取り組みをまとめたものです。本簡易ガイドに沿って、早急に危機管理体制の取り組みを進めて頂き、関東地方整備局と連動した事業継続への取り組みをお願いします。

平成19年12月  
関東地方整備局

### ※1 「中央防災会議」

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成されており、国の防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議などを行っています。

### ※2 「首都直下地震対策大綱」

中央防災会議によって首都圏で大規模地震が発生した場合を想定して、人的・物的被害を取りまとめ、地震時の予防段階から地震発生後の全ての段階において行うべき対策を明確にしたものです。



# 建設会社のための災害時の事業継続簡易ガイド

## 目 次

第1部 関東地方整備局業務継続計画（BCP）の概要 .....	1
第2部 建設会社としての重要事項 .....	4
第3部 最低限必要な取り組みの具体策 .....	9
第4部 自己診断チェックリスト .....	28

この簡易ガイドは、関東地方整備局が、建設業の皆様を対象として、大規模地震発生時に優先的に実施すべき業務の迅速な実施のため最低限必要な備えるべき事項を丸谷浩明氏（京都大学経済研究所教授、NPO法人事業継続推進機構理事長）の協力を得て取りまとめたものです。

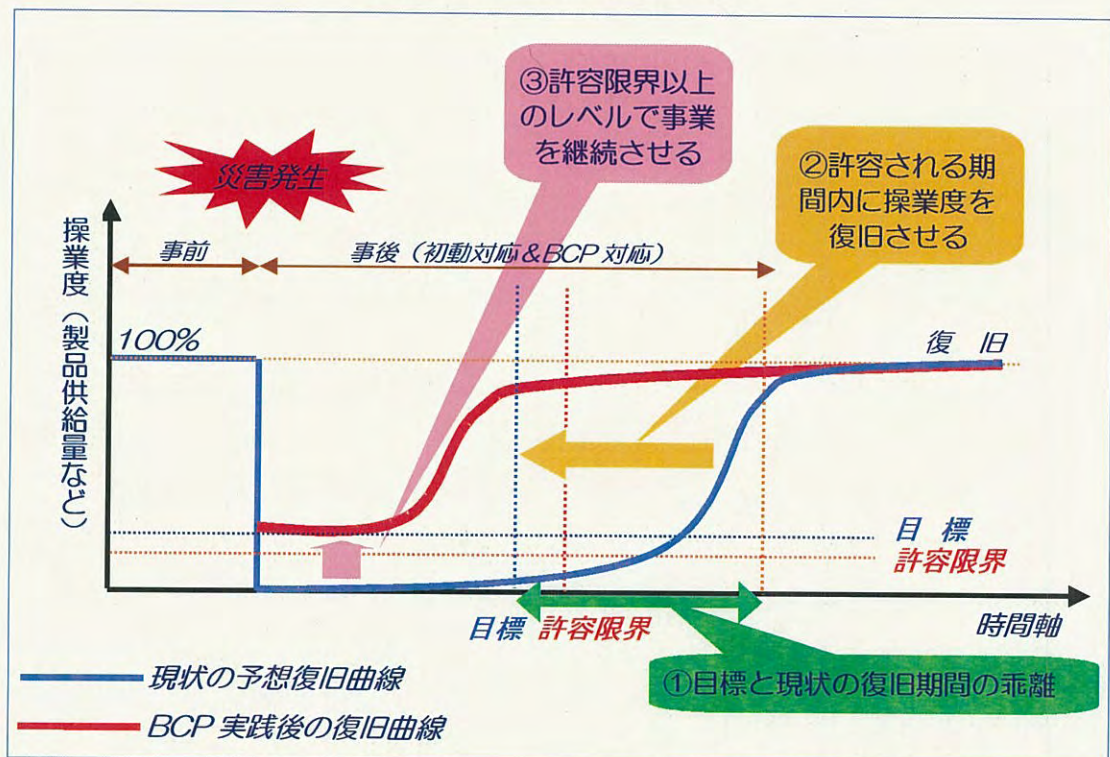
なお、この簡易ガイドは、NPO法人事業継続推進機構が保有する中小企業BCPステップアップ・ガイド（第3.0版）および同評価チェックリストを参考にしています。

## 事業継続計画（BCP）とは何か

企業は、災害や事故で被害を受けても、取引先等の利害関係者から、重要業務が（なるべく）中断しないこと、中断してもできるだけ短い期間で再開することが望まれています。この事業継続を追求する計画を「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）と呼び、その取り組みの特徴は、次のとおりです。

- ① 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、優先的に実施または継続すべき重要業務を絞り込みます。
- ② 重要業務のそれぞれについて実施、稼働、復旧などの目標時間を設定します。
- ③ 重要業務の実施または継続に不可欠で、再調達や復旧に時間や手間がかかり、実施または復旧の制約となりがねない重要な要素・資源（ボトルネック）を洗い出し、それらに重点的に対処します。
- ④ 常に最新の企業の実態や情報を反映するようにするため、定期的な更新、経営層による見直しなどが不可欠の要素です。

事業継続計画（BCP）の概念



（出典：内閣府「事業継続ガイドライン」）

事業継続の取組は、従来の防災対策に、以上のような新たな考え方や手法を加えるものと理解していただき、これまで行っていた防災計画や防災対策を基礎としつつ、発展させるものと考えてください。

なお、関東地方整備局では、公的な業務を継続するという意味から、事業継続計画（BCP）を「業務継続計画」と呼んでいます。

# 第1部 関東地方整備局業務継続計画（BCP）の概要

## 1-1. 関東地方整備局における災害想定

関東地方整備局の業務継続計画では、災害等の想定として、当面は首都直下を震源とするマグニチュード7クラスの地震、いわゆる「首都直下地震」を対象としています。

今後は、東海地震、東京湾高潮、大規模水害等、首都直下地震以外の災害についても検討する予定となっています。

## 1-2. 関東地方整備局の体制

関東地方整備局の業務継続計画では、東京都23区内で震度6弱以上を観測した場合、関東地方整備局及び管内の全事務所は自動的に「首都直下地震非常体制」をとり、業務継続計画に基づき、全職員を非常参集し、点検や応急復旧、情報連絡等、災害応急対策業務の重要なものから実施します。

なお、東京都23区内で震度5強、あるいは東京都23区外の管内で震度6弱以上を観測した場合には、「非常体制」をとって、従来の防災業務計画に基づき災害応急対策業務を実施します。

## 1-3. 首都直下地震の被害想定

関東地方整備局の業務継続計画で想定している被害は、首都直下地震のうち被災が最も重大になると想定される東京湾北部地震の被害です。ただし、首都直下地震には、18タイプが想定されており、都心から外れた地域で発生する場合も考えられています。

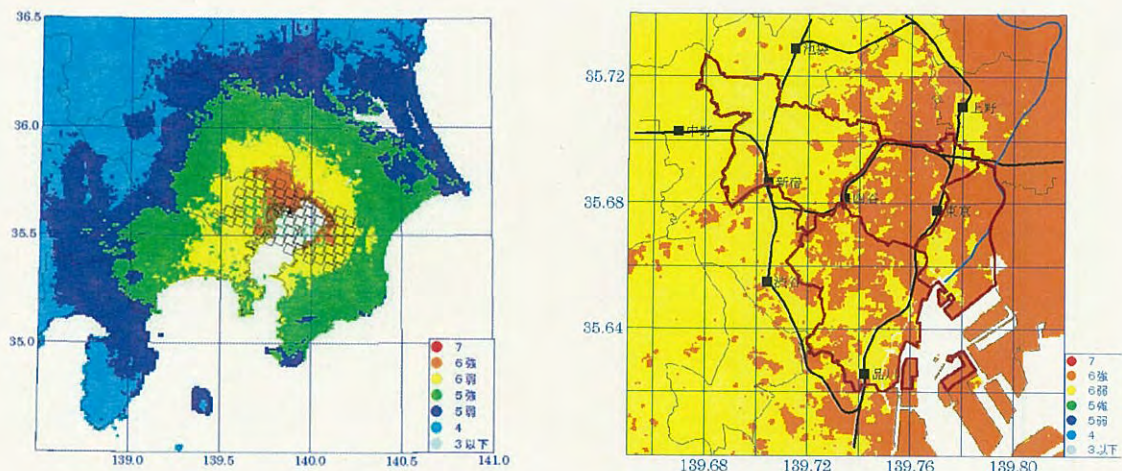


図 1-1 東京湾北部地震の震度分布 (都心部拡大図)

出典：内閣府 中央防災会議 首都直下地震対策専門調査会資料

## 1-4. 国土交通省の役割

関東地方整備局は、地震発生後30分以内に災害対策本部を立ち上げ、初動体制に入ります。関係機関と連絡を密にし、情報を収集・共有し、正確かつ迅速な広報を行います。

首都直下地震が発生したときに国土交通省が果たすべき役割は、次の10項目に整理されます。これに基づき、関東地方整備局の本局と事務所では順次災害応急対策業務を実施します。

- ① 災害対応体制の構築
- ② 情報共有体制の確立
- ③ 発災当初の活動体制（ヘリコプター、監視カメラ等による被災状況の画像収集）
- ④ 緊急輸送のための交通確保・緊急輸送活動  
緊急輸送道路で特に重要な区間は、1日以内に通行機能を確保し、空港については1時間以内に被害状況を確認して順次運用を開始、緊急輸送に対応した岸壁は1日以内に利用できるようにします。交通確保のため、緊急輸送ルートを最優先として、道路、港湾、緊急河川敷道路等の緊急復旧等を行います。
- ⑤ 応急収容活動  
ホテル、空き家等の既存ストックの活用等により、避難所の避難者を減らす対策を支援します。
- ⑥ 帰宅困難者対策のための応急活動  
鉄道等の運行状況及び再開の見込み等、情報伝達の適切化を支援します。
- ⑦ ライフラインの応急対策活動  
ライフラインの被害状況の把握、事業者を支援します。
- ⑧ 二次災害の防止活動  
二次災害の原因となる余震、降雨等に関する情報の提供にも努めます。
- ⑨ 自発的支援の受け入れ  
国内・国外から多くの自発的支援について、これら支援の受け入れ調整等を行います。
- ⑩ 交通ネットワークの復旧  
被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動に重要なことから、被害状況・復旧見通しを把握し、優先的な復旧活動を行います。

#### 1-5. 関東地方整備局における事前行動（災害予防）

関東地方整備局では、上記の被害想定に基づき、災害に対する平時からの備えとして、次のような事前行動を行っており、さらに、今後も積極的に取り組むこととしています。

- ① 地震発生後の体制確保  
災害対応のための組織体制の整備、職員の安否確認の方法の決定と訓練、代替拠点の決定、権限代行者の設定、庁舎の耐震診断と補強、水・食糧や簡易トイレ等の備蓄、書棚・ロッカー等の固定、電源設備の整備、通信手段の確保等
- ② 連携が必要な民間企業への協力要請、事業継続計画の普及  
協定業者への協力要請、連絡窓口の確認、事業継続計画策定の促進等
- ③ 関係機関との調整の推進  
都・県、他省庁出先機関との調整（連絡網の確立、連絡員の派遣、緊急通行車両の事前届の促進、がれき処理計画の調整等）、業界団体との調整等を推進
- ④ その他  
ヘリコプターの自動発進による被災状況調査計画の策定、防災訓練の実施等

#### 1-6. 関東地方整備局における震後行動

##### (1) 災害応急対策業務

- ① 河川事務所の行動計画  
河川事務所は、地震発生後、堤防や水門等の河川管理施設の緊急点検を実施し、被害状況を確認します。  
緊急点検により判明した被災箇所



水門、低水護岸の破損

は二次災害発生の可能性が高い箇所から優先的に緊急復旧を実施します。災害協定を締結している建設会社には、この復旧活動実施の協力が要請されます。

## ② 道路事務所の行動計画

道路事務所は、緊急輸送道路をはじめとする、道路ネットワークを確保するため、発災後速やかに緊急点検や道路障害物の撤去を実施します。

災害協定を締結している建設会社には、これら緊急道路障害物の除去、緊急道路の応急復旧、及び交通規制の実施と、そのための人員・資機材を確保する等の対応が要請されます。



道路の崩壊



トンネルの崩落

## ③ 港湾空港事務所の行動計画

港湾空港事務所では航路・泊地の確保の他、港湾管理者の要請により、耐震強化岸壁をはじめとした岸壁、臨港道路等の被災点検を実施し、緊急物資輸送支援を実施します。



岸壁の破損



支援拠点となる港湾

なお、各事務所と事務所が災害協定を締結している建設会社が対応できない場合には、関東地方整備局の本局が締結している各種協会・団体に協力要請を行います。

## (2) 一般継続重要業務

関東地方整備局の各部局は、通常業務の中で、災害時にも継続すべき次の業務を実施します。

- ・河川、道路、港湾に関する情報の提供
- ・緊急復旧に係る許認可手続き、工事入札契約手続き、支払い手続き
- ・その他、許認可、指導監督業務等



## 第2部 建設会社としての重要事項

### 2-1. 想定災害による自社への影響

関東地方整備局が想定している震度6強程度の地震が、皆様の会社のある地域に発生した場合、どのような影響が出るか、できるだけ具体的に想像してみてください。そのことが、皆様の会社にとって何とか災害直後に事業を実施・継続し、関東地方整備局などの発注者や取引先からの要請に応えるための第一歩です。



震度6強程度の地震が発生したら



自社の被害は？

- ・ 社屋は使えるか？周辺で火災は？
- ・ 社員は無事か、集まれるか？
- ・ 連絡・通信手段はあるか？
- ・ パソコンやデータは無事か？
- ・ 社長が不在なら指揮は誰がとるか？

皆様の会社の社員とその家族の生命・安全の確保が第一です。その次に、企業活動に不可欠な、人、モノ、カネ、情報、プロセス（許認可なども含む）への影響を考えることが有効です。

### 2-2. 災害が起きたら実施すべきこと

#### (1) 災害時の組織体制と指揮命令系統

皆様の会社が災害後迅速に事業を実施・継続するためには、災害時の組織体制と指揮命令系統を明確にしておき、即座にそれらを発動させる必要があります。経営者や各部門の責任者が不在であったり、連絡がつかない場合もよくあります。したがって、複数の代理とその代理順位を定めておき、どんな時でも組織としての指揮命令や報告が滞らないようにすることが必要です。

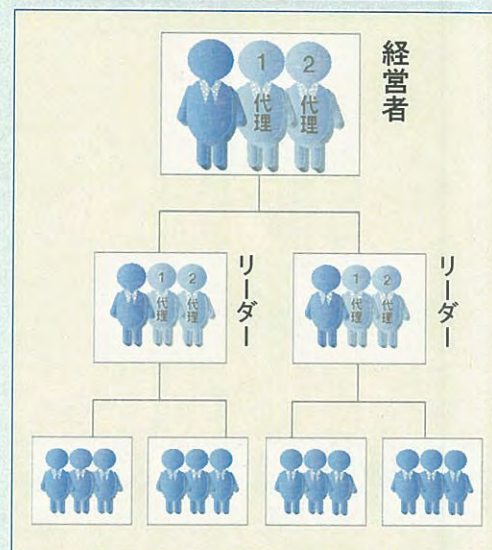
誰が指揮するのか？

経営者や責任者（不在時の代理）



リーダーの代理を決めていますか？

それぞれの役割を決めていますか？



## (2) 災害時の対応拠点の確保

災害時には、情報を集め、検討し、指示を出し、発注者や取引先と早急に連絡をとるためにも、対応拠点の確保が不可欠です。当社が無事ならあらかじめ定めた場所（会議室等）を対応拠点とすればよいのですが、社屋や周辺の被害、電気、通信等のライフライン途絶などの理由で使えない場合に備え、代替の対応拠点も必ず決めておき、できる範囲で拠点として使う準備をしておくことが重要です。

## (3) 情報発信・情報共有

皆様の会社の発注者、取引先などは皆様の会社の被害状況に強い関心を持ち、その情報が入らないと、最悪の状況を想定して同業他社へ契約する可能性もありますので、対応拠点から迅速に、情報発信、情報共有を図ることが重要です。

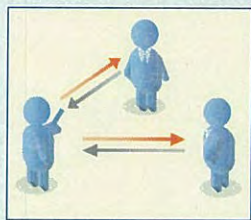
このような連絡を迅速にするには、平時の連絡担当者が対応拠点にいないと想定して、緊急連絡先と連絡事項のリストを用意し、定期的に更新することが必要です。

災害時の通信手段は、電話やインターネットが繋がらない懸念があるため、複数の連絡手段を用意する必要があります。近年の震災事例では、携帯電話のメールは比較的つながっており、その活用が有効と考えられます。

## (4) 安否確認

災害の発生後、できるだけ速やかに社員（役員および従業員、臨時職員等も含む）の安否を確認することが必要です。会社の人道的な措置としても当然ですが、誰が動けるのかを把握することは事業継続のための第一歩です。災害時には通話の殺到で電話が通じにくくなります。これに備え、携帯電話のメールなどを利用して安否を報告させるなどの安否確認の方法を定めておき、訓練もしていくことが重要です。

また、勤務中に災害が起きた場合、家族の安否が確認できない社員は仕事を継続しにくくなります。家族の安否確認方法を決めておくよう指示することが必要です。



### 社員の安否確認方法はありますか？

- 社員とその家族は無事か？何時から出られる？
- 臨時職員や派遣社員は無事か？出勤は？
- 電話や携帯電話が通じない場合の方法は？

## (5) 二次災害の防止

災害の発生後、できるだけ早く施工中の現場および社屋の被害状況を把握します。被害者が出ていなくても、火災の発生、燃料や有機溶剤などの流出・漏洩、余震による倒壊（特に敷地外への倒壊）など二次災害を防止しなければなりません。その場にいる社員や協力会社社員などから情報を収集し、また社員を現場に派遣したりして、協力会社等と連携しながら二次災害を防止します。

皆様の会社の現場や社屋の二次災害の防止は、発注者からの災害対応要請への対応や得意先への支援を行う前に実施しなければならない前提条件です。

災害後の点検現場のリストはありますか？（施工中現場等）  
社屋や現場の二次災害の防止策はありますか？

## (6) 重要な情報のバックアップの活用

災害の発生後、重要な業務の実施・継続には、被害を受けた重要な情報や書類等のバックアップの活用が必要です。その迅速な活用には事前の訓練が必要です。

## (7) 必要な人員と資機材の調達

上記のような対応を行った上で、必要な人員や資機材を調達準備など事業継続の体制を整え、発注者や取引先との協定・契約の遂行や得意先への対応を行います。

## 2-3. 平時から準備すべきこと

災害が発生したときに被害を軽減し、かつ、以上のような対応を速やかに行うためには、平時から備えを行うことが不可欠です。主なものは次のとおりですが、詳しくは第3部で説明します。

- 組織体制、指揮命令系統、対応拠点の決定と訓練（対応拠点は、発注者、取引先などにあらかじめ知らせておく）
- 安否確認方法の周知と訓練（電話が通じないことを想定して、携帯電話のメールなどの活用も考える）
- 二次災害の防止のための事前対策（社屋や施工現場の火災や延焼、倒壊等の防止計画等）
- 対応社員のための備蓄（水、食糧、簡易トイレ等）、救命機材の準備
- 必要な情報・書類等のバックアップの実施（データ、重要文書・図面など）
- 事業所の耐震性の把握（必要ならば、簡易でも良いので補強）
- 書棚やロッカー等の固定
- 社員の家庭における耐震補強や家具の固定

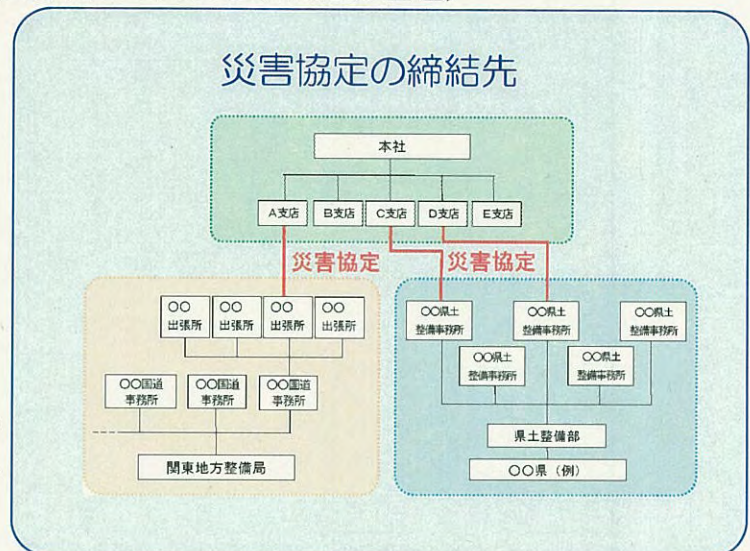
さらに、関東地方整備局と関連する建設会社の皆様には、災害協定の締結先の整理、所有車両の事前届などの準備が必要です。

## (1) 災害協定の締結先の整理（災害が発生したときの対応の整理）

首都直下地震が起こった後の行動として、関東地方整備局では、発災直後より様々な災害応急対策を計画しています。したがって、皆様には、関東地方整備局の実施する災害応急対策を迅速に実施できる体制が期待されています。

災害協定の締結先を整理し、どのような要請が来るかなど、皆様の会社の役割を認識しましょう。

被災地内の対応は既に述べたとおりですが、被災しない地域からの支援を迅速に行っていただくことももちろん重要です。



## (2) 災害協定の迅速な履行のために緊急通行車両の事前届をしていますか？

首都直下地震等の大地震の発生時には、被災地では、災害対応車両の円滑な通行を確保するため、長期間、道路は交通規制がかけられることが多いと考えられます。交通規制がかけられた場合、委託業者、協定会社等の復旧に従事する建設機材車両であっても、通行するためには緊急通行車両としての審査と確認を受けることが必要で、それを受けた証明書がないと規制区域内への進入が原則としてできません。

したがって、速やかな災害応急対応を行うために、協定会社の災害対応に使用する車両については、できる限り関東地方整備局の所有車と同様に、緊急通行車両の事前届が重要です。

(届出要領、様式等については、各都県の公安委員会にお問い合わせください。)

災害時に交通規制がかけられても、緊急通行車両の事前届けがしてあれば、検問所において迅速に通行許可書を発行され、緊急輸送道路を通行可能となります。関東地方整備局との災害時における協定書があれば、事前届が可能です。

## 2-4. 維持・向上の取組みの必要性

以上の対策を行うことで、災害が発生したときの事業継続力は格段に向上します。ただし、この簡易ガイドを活用して対応の体制や計画を作っても、放っておけば皆様の会社の実態に次第に合わなくなってしまいます。また、社員の方々の認識も低下していきます。したがって、日常の継続的な維持の努力と定期的な訓練が欠かせません。また、毎年少なくとも1回、また新しい業務、組織、取引先などができたらその都度、これらの計画を見直し、より良い計画へと向上させていくことも必要です。

## 2-5. 重要項目のまとめ

第2部の災害時の行動と事前の対策について整理すると下表のとおりとなります。各項目の具体策については、第3部に各ステップに分けて記載しています。

災害時の行動	事前の対策
<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の組織体制と指揮命令系統を発動 ⇒【ステップ2】</li> <li>○本社または代替場所に対応拠点を確保 ⇒【ステップ3】</li> <li>○関係先に対する情報発信および情報共有 ⇒【ステップ4】</li> <li>○社員等の安否確認 ⇒【ステップ5】</li> <li>○二次災害の防止措置を実施 ⇒【ステップ6】</li> <li>○拠点の応急復旧開始</li> <li>○備蓄や情報・書類等のバックアップの活用 ⇒【ステップ6～7】</li> <li>○人員と資機材の調達 ⇒【ステップ8】</li> <li>○業務の重要度に従った発注者や取引先との協定・契約の遂行や得意先の対応 ⇒【ステップ10】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織体制、指揮命令系統の整備と訓練 ⇒【ステップ2】</li> <li>○本社以外に代替対応拠点を決定 ⇒【ステップ3】</li> <li>○関係先に対する情報発信および情報共有の準備 ⇒【ステップ4】</li> <li>○災害協定先の整理</li> <li>○社員等の安否確認方法の決定と訓練 ⇒【ステップ5】</li> <li>○避難、二次災害の防止、対応社員のための備蓄、救命機材の準備 ⇒【ステップ6】</li> <li>○重要な情報・書類等のバックアップの実施 ⇒【ステップ7】</li> <li>○人員と資機材の調達の準備、緊急通行車両の事前届出 ⇒【ステップ8】</li> <li>○事業所の耐震性の把握、設備や書棚・ロッカー等の転倒防止策の実施 ⇒【ステップ9】</li> <li>○社員の家庭における耐震補強や家具の固定</li> <li>○重要業務の選定と目標時間の決定 ⇒【ステップ10】</li> </ul>

災害時の迅速な対応や事業継続の取組みは、発注者や取引先の企業から評価され、皆様の会社の信頼度が向上することは間違いありません。関東地方整備局では、各建設会社に対して、事業継続への取組みを期待しています。